

令和8年度 新潟県文化活動推進事業補助金
(国民文化祭参加事業)
募集要項

1 申請期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月20日（金）まで

2 受付方法

提出方法は、メール、郵送又は持参です。FAXでの提出はできません。

【メールでの提出先】

ngt150030@pref.niigata.lg.jp

※メールのタイトルを次のようにしてください。

【国民文化祭参加事業申請】団体（個人）名〇〇〇〇

【郵送、持参での提出先】

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁16階）

新潟県観光文化スポーツ部文化課芸術文化振興室

文化活動推進事業担当 宛

※封筒表面に「国民文化祭参加事業申請」と朱書きしてください。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

3 問い合わせ先

新潟県観光文化スポーツ部文化課芸術文化振興室

TEL：025-280-5139

（受付時間）平日8時30分から17時15分まで

4 申請に必要な書類の入手方法

申請書類は、新潟県文化課のホームページよりダウンロードできます。

「新潟県トップページ」⇒「組織別」⇒「観光文化スポーツ部 文化課」

⇒ 文化活動を支援する制度「新潟県文化活動推進事業補助金」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/suishin.html>

1 目的

県民の文化への関心を高め、文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の振興及び交流人口の拡大や地域の活性化に資するため、市町村、文化団体等が行う自主的な文化活動に係る取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

2 補助対象者

文化庁が国民文化祭への参加を決定した県内の団体等とします。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑧ 営利を目的とする団体
- ⑨ 学校のサークル団体
- ⑩ 政治団体又は宗教団体
- ⑪ 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体

3 補助の対象となる事業

県内の文化団体等が全国規模の催しである国民文化祭に参加し、公演等を行い、文化の発信と交流を図る事業

4 補助対象経費

補助対象経費	旅費（交通費のうち旅行内容が確認できるもの）
補助金額	1人当たり15,000円。 ただし、申請人数は20人を上限とし、1人当たりの実際の旅費が補助金額を下回る場合は実費相当額とする（千円未満切捨）。

5 申請手続き

提出時期	提出書類	提出期限
事業開催前 (交付申請)	①補助金交付申請書(別記様式第1号の3) ②誓約書(別記様式第2号) ③口座情報を確認できる通帳等の写し (カナ名義まで確認できるもの) ④団体の概要が分かる資料、会則等の規約、会員名簿(いずれも市町村を除く)、国民文化祭参加者名簿	令和8年9月1日(火)から 令和8年11月20日(金)まで
事業開催前 (概算払が必要な場合)	新潟県文化活動推進事業補助金概算払請求書 (別記様式第13号)	随時
事業開催前 (事業費の20%に相当する額を超える変更がある場合)	①新潟県文化活動推進事業補助金事業変更承認申請書(別記様式第6号) ②交付申請書の添付書類で記載事項に変更がある書類	随時
事業終了後 (実績報告兼請求)	①実績報告書兼請求書(別記様式第9号の3) ②収支決算書(別記様式第11号の3) ③補助金に係る経費の領収書すべて(写し) ④当日のチラシ・プログラム等事業の内容が分かるもの ⑤当日の参加人数の分かる写真	事業完了日から起算して 30日が経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日(提出期日の17時までに窓口必着)

6 実績報告及び検査等

実績報告が適当と認められたときには、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに補助金を支払います。

なお、期日までに実績報告書兼請求書が提出されない場合は、交付決定を取り消すことがありますので注意してください。

7 概算払い

概算払の請求があった場合は、請求の内容を審査し、必要と認めるときは、概算払を行います。

8 その他

- ・申請にかかる費用及び実施後の報告にかかる費用は、すべて申請者の負担です。
- ・この補助金の交付決定後、正当な理由なく事業を開始しなかった場合や交付申請書に虚偽の記載内容があった場合は本補助金の交付決定を取り消します。

【問合せ先】

新潟県観光文化スポーツ部文化課芸術文化振興室 文化活動推進事業担当
〒950-8570
新潟市中央区新光町4番地1(新潟県庁16階)
TEL: 025-280-5139
(受付時間) 平日8時30分から17時15分まで